

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和2年2月7日（金）10時30分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、澁谷企画調査官、林田管理官補佐、宇野課長補佐、高松係員、山中係員、田上係員、長崎技術参与

長官官房 総務課 事故対処室 齊藤室長補佐

福島第一原子力規制事務所

木村原子力防災検査官、田中原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクト計画部 担当6名 福島第一原子力発電所 担当4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、令和2年2月6日に発生した作業員1名の放射性物質の内部取り込み事象について以下の説明があった。
 - 当該作業員が午後、2号機原子炉建屋の大物搬入口2階での作業（R装備）を終え（午前中は別の場所での作業に従事）、装備脱衣後退域モニターで顔面汚染を確認
 - 鼻腔スミア測定及びホールボディカウンター測定の結果、内部被ばく線量を1.18mSvであり、記録レベルに達していないことを確認
 - 2号機原子炉建屋の大物搬入口2階では、計8名が作業に実施していたが、内部被ばくが確認された作業者は当該作業員のみであった
 - 本事象の原因は、装備脱衣時に顔面が汚染され、その汚染が口・鼻より体内に取り込まれたことと推定
 - なお、事前の作業環境測定及び作業中の連続ダストモニタによる空気中の放射性物質濃度の測定結果から 核種は確認されなかったことから 核種の内部取り込みはなかったものと判断
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下の対応を求めた。
 - 本事象の原因調査の範囲を2号機原子炉建屋の大物搬入口2階での作業に限定しているが、午前中、当該作業員が実施していた別の作業の状況についても調査を行った上で、結論を出すこと
 - 建屋内における作業においては 核種による身体汚染が懸念されることから 建屋内における 核種の分布及びCs等の主要核種との存在比を調査すること、また結果については報告すること
- また、東京電力から滞留水等に係る事項について資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 水処理建屋付近での発煙事象について
 - ✓ 令和2年2月5日にろ過水・純粋設備の排水処理装置を増強する工事において、増設ろ過原水移送ポンプ近傍のフランジの溶接作業を実施していたところ、フレキ電線管付近より発煙

- ✓ 発煙の原因は、溶接作業により生じた迷走電流の一つが当該フレキ電線管の金属部分を経由したため、金属部分が発熱したと推定
 - ✓ 溶接作業におけるアースは通常とは異なり、作業場所から少し離れた場所で行っていた
 - 水位計露出エリアの排水完了エリアへの変更について
 - A L P S タンクの内面点検結果について
 - ✓ 平成30年10月に溶接タンクにて硫化水素を検出したことに伴い、RO濃縮水及びA L P S 処理済水を貯留している溶接タンクについて、タンクの内面点検を進めている
 - ✓ 令和2年2月5日よりA L P S タンクの内面点検を開始したところ、1基目のタンク（G3東エリア）において底部にスラッジが堆積していることを確認
 - ✓ 今後、当該スラッジの成分等を分析し、タンクの健全性への影響等の調査を実施する予定
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下の対応を求めた。
 - フレキ電線管の発煙事象について、溶接作業におけるアースの取り方について作業計画ではどのように決められていたのか説明すること
 - A L P S タンクの内面点検において確認されたスラッジに係る調査の結果がまとめ次第、今後の対応も含め説明すること

6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール
- 水処理設備の運転状況，運転計画（2020年1月31日～2020年2月13日）
- 福島第一原子力発電所の滞留水の水位について（2020年1月31日～2020年2月6日）
- 水処理建屋付近での発煙
- 水位計露出エリアの排水完了エリアへの変更について
- 福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水貯留タンクの内面点検の結果について